

公益財団法人日本陸上競技連盟  
登録会員規程

(登録会員)

第1条 本規程に基づき登録した者を本連盟の登録会員とする。

(遵守事項)

第2条 登録会員は、法令、本連盟またはワールドアスレティックスが定める規程（競技規則を含み、「規則」、「規程」、「規約」その他名称を問わず、当該登録会員が遵守すべきものとして定められたすべての規範を指す）及び日本アンチ・ドーピング規程を遵守するほか、下記各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 競技会の運営に関し、不正な利益を収受し、若しくはその要求若しくは約束をし、または、これを供与し、若しくはその申込み若しくは約束をすること
  - (2) 競技会において、不公正な方法により、他の選手の競技を妨害すること
  - (3) 競技会において、不当な目的により、全力を尽くさずに競技をすること
  - (4) 競技会への参加に際して、虚偽の申出をすること
  - (5) 競技会において、不公正な運営を行うこと
  - (6) 競技会の運営に際し、社会通念上不相当な支出をすること
  - (7) 他人の権利または法律上保護される利益を侵害すること
  - (8) セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントその他の相当な範囲を逸脱して他人に精神的または身体的な苦痛を与える行為
  - (9) 社会通念上不相当な差別的言動
  - (10) 反社会的勢力に該当する者と社会通念上不相当な関係をもつこと
  - (11) 本連盟が登録会員に支給する強化費その他の経済的利益の請求または使用に際し、本連盟が定めた手続に違背し、虚偽の申述を行い、本連盟が定める用途以外の用途に使用し、その他不適正な請求若しくは使用をすること
  - (12) 前各号に定めるほか、陸上競技または本連盟に対する社会の信頼を低下させる一切の行為
- 2 登録申請にあたっては、氏名・性別・生年月日・住所（主な居住地としている場所をいう）等を正確に届け出るものとする。ただし、氏名については、本連盟の許可を得た上で、本名に代えて広く通用している通称名を登録事項とすることができる。

(登録会員の肖像使用)

第3条 登録会員のうち、本連盟強化指定競技者並びに日本代表選手団員が肖像利用、メディア活動などを行う場合は別に定める規程に従うものとする。

(登録の種類)

- 第4条 団体登録 : 加入団体に所属しておこなう登録。団体登録会員は加入団体が所属する加盟団体に登録するものとする。
- 個人登録 : 個人でおこなう登録。個人登録会員は居住地または勤務地のある都道府県の加盟団体に登録するものとする。
- 中学校登録 : 公益財団法人日本中学校体育連盟(以下中体連という)を通じておこなう登録。
- 高校登録 : 公益財団法人全国高等学校体育連盟(以下高体連という)を通じておこなう登録。
- 大学登録 : 公益社団法人日本学生陸上競技連合(以下日本学連という)を通じておこなう登録。大学登録会員加盟団体に登録する場合は、以下の中から選択する一個の加盟団体に登録することができる。
- (1) 卒業した中学校、卒業した義務教育学校又は前期課程修了時まで在籍した中等教育学校の所在地がある都道府県の加盟団体
  - (2) 卒業した高等学校、卒業した中等教育学校又は3年次まで在籍した高等専門学校の所在地がある都道府県の加盟団体
  - (3) 在籍している学部・学科等の所在地がある都道府県の加盟団体
  - (4) 住居地がある都道府県の加盟団体
- 在外者登録 : 海外に居住する日本国籍を有する者であって、本連盟が特に認めた者が個人でおこなう登録。

(登録の手続き)

- 第5条 団体登録 : 団体登録をしようとする者は、加入団体を通じて加盟団体に登録すると同時に当該加盟団体を通じて本連盟に登録する。なお、加入団体の登録は、加入団体としての要件を充足する団体登録が行われた場合に当然に行われるものとし、定款細則第4条第4項に定める加入団体については、加盟団体が当該団体を加入団体として認めたときに当然に加盟団体に登録されるものとする。
- 個人登録 : 個人登録をしようとする者は、加盟団体に登録すると同時に当該加盟団体を通じて本連盟に登録する。
- 中学校登録 : 中学校登録をしようとする生徒は、学校を通じて加盟団体に登録すると同時に当該加盟団体を通じて本連盟に登録する。
- 高校登録 : 高校登録をしようとする生徒は、学校を通じて加盟団体に登録すると同時に当該加盟団体を通じて本連盟に登録する。
- 大学登録 : 大学登録をしようとする学生は、大学を通じて日本学連に登録すると同時に、日本学連を通じて本連盟に登録する。大学登録を行う学生が

加盟団体に登録するには、別途、大学及び日本学連を通じることなく、加盟団体に登録する。

在外者登録：在外者登録をしようとする者は、本連盟に直接登録する。

- 2 登録会員が登録する加入団体または加盟団体を変更する場合は、前項に定める区別に従い、変更であることを明示して登録手続を行うものとする。

(登録の期間)

第6条 登録は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 前項に関わらず、当該年度の登録申請は毎年度毎に本連盟が定める期日までとする。

(二重登録の制限)

第7条 複数の加入団体に同時に所属し、または複数の加盟団体に同時に登録することはできない。

- 2 前項の規定に関わらず、中学校登録および高校登録の登録会員は、その他に一個の団体登録または個人登録をおこなうことができる。この場合、中学校登録または高校登録を行っている加盟団体と異なる加盟団体への登録を行うことができる。また、同一の競技会の同一の種目に、複数の所属として出場することはできない。

(登録料)

第8条 登録会員は、本連盟登録料を納付しなければならない。

- 2 本連盟登録料は次の通り定める。

属性	日本陸連登録料
当該年度末日に19歳以上の者	1,000円/人
当該年度末日に19歳未満の者	500円/人

- 3 上記に関わらず、高校登録、中学校登録は500円/人とする。
- 4 本連盟登録料は、登録時における登録の有効期間の残存期間に係わらず、前項に定める金額全額とする。
- 5 年度の途中で加盟団体または加入団体を変更した場合は、新たに本連盟登録料を納付する必要はない。
- 6 二重登録の場合は、高校登録もしくは中学校登録及びその他の登録のいずれか片方で、本連盟登録料を納付することとする。

(外国人の登録)

第9条 日本に居住している外国人は、本連盟の登録会員となることができる。外国人は、本来所属すべき国またはテリトリー(領土)の陸上競技連盟の事前承認なしに本連盟に登録することはできない。

(登録拒否要件)

第10条 下記各号に掲げる者は、登録することができない。

- (1) 除名処分を受けた者
  - (2) 反社会的勢力に該当する者
- 2 前項に定める者が登録した場合、当該登録は無効とする。
- 3 本連盟は、登録前に(継続して登録している場合においては当初の登録前に)、第2条第1項において遵守すべき旨定められている事項の違反に該当する行為を行い、または同項において禁止されている行為を行ったことがある者について登録を拒否することができる。
- 4 本連盟は、前項に定める者の登録を一旦受けた場合であっても、登録を取り消すことができる。
- 5 登録取消しの処分の手続きについては、登録会員処分規程の定めるところによる。

(国内競技会への出場)

第11条 登録会員は、本連盟が公認する陸上競技会に出場することができる。

(国際競技大会への出場)

第12条 登録会員が国際競技大会へ出場する場合は、ワールドアスレティックス競技会規則第4条を適用する。

(代表出場権)

第13条 登録会員は、本連盟、その地域を管掌する地域陸上競技協会、所属する加盟団体、および加入団体以外のものを代表して競技会に参加することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、本連盟が主催する国民体育大会、全国都道府県対抗男子駅伝及び全国都道府県対抗女子駅伝においては、それぞれの大会要項に定める参加資格を適用する。

(登録会員の個人情報)

第14条 登録会員の個人情報は、本連盟の個人情報保護方針に従い取り扱われる。登録会員から取得した個人情報は、登録会員の管理、資格審査、競技会に関する情報の発信・公表、陸上競技に関する必要な連絡などに利用することができる。

(登録会員に対する処分)

第15条 登録会員の処分については、登録会員処分規程の定めるところによる。

附則

- 1 2012年12月13日改定
- 2 2018年3月16日改定
- 3 2018年10月1日改定
- 4 2019年12月16日改定
- 5 2020年11月12日改定
- 6 2021年11月22日改定 (2022年3月1日施行)
- 7 2022年12月8日改定 (2023年3月1日施行)